

# 第47回全国育樹祭広報等業務 仕様書

## 1 目的

令和6年10月19日（土）、20日（日）に福井県で開催される「第47回全国育樹祭」（以下「育樹祭」という。）を県内外に広く広報することで、開催機運の醸成を図るとともに、多くの大会参加者を確保することを目的とする。

## 2 業務名

第47回全国育樹祭広報等業務

## 3 契約期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

## 4 業務内容

### （1）広報・開催機運醸成計画の作成業務

- ・下記（2）～（4）の内容を含み効果的に広報・開催機運醸成を図る計画内容であること。
- ・令和6年4月初旬から6月初旬に実施予定の育樹祭式典行事参加者募集に注力した計画とすること。
- ・育樹祭開催を見据え、効果的な実施時期、内容および方法を計画するものとし、社会情勢に応じて改善することを想定すること。ただし、事業の最終的な実施内容は提案されたプランの内容を基に、第47回全国育樹祭福井県実行委員会事務局（以下、県事務局）と協議のうえ、決定する。
- ・業務を統括する統括責任者を配置し、県事務局との連絡調整がスムーズに行われるようにすること。
- ・幸せな未来につながる県内の森林・林業の新たな取組み・挑戦を効果的に演出し、森林の大切さや木の良さ、木を使うことの意義を発信する内容であること。
- ・お手入れ行事の開催日（令和6年10月19日）には会場地である一乗谷朝倉氏遺跡への入場規制がかかることを、事前に周知するための広報媒体活用の具体策も盛り込むこと。（規制看板等の構造物は除く）

### （2）開催200日前イベントの企画運営業務

- ・以下①～④のとおり、イベント全体の企画・演出・調整・運営・管理を行うこと。
- ・運営マニュアルを作成し、県事務局および関係者に説明すること。
- ①開 催 日 令和6年4月4日（木）
- ②会 場 ハピテラス（福井県福井市中央1丁目2-1）
- ③企 画

- ・開催機運を醸成するため、PR イベントの企画を提案すること。
- ・イベントの構成は以下のとおりとする。
  - i) 育樹祭カウントダウンボード除幕式
  - ii) 育樹祭オリジナルソング発表・歌唱
- ・参加者募集を広く広報するため、集客可能な企画を提案すること。

#### ④運営・調整等

- ・県事務局と適宜協議のうえ、業務を進めること。
- ・関係者との協議内容は、随時報告すること。

#### ⑤その他

- ・カウントダウンボード製作費は委託には含めない。ただし、運搬・撤去および指定の場所への設置については県事務局の協議の上決定する。  
(現時点で見積には計上しない)
- ・オリジナルソングの制作費および作曲者への出演料については委託に含めない。
- ・ハピテラス屋根付き広場の使用に係る会場費については見積りに計上すること。

### (3) 育樹祭式典行事参加者募集広告

- ・育樹祭式典行事参加者募集にあたり、認知度を効果的に高めるため、新聞・テレビCM・雑誌・SNS等による情報発信を実施すること。
- ・令和5年度内に広告データを納品する等、令和6年4月初旬に予定している募集開始と併せて広告を公開できる制作スケジュールを立てること。
- ・令和5年度内に制作した新聞・テレビCM・雑誌・SNS等の広告データ製作に係る費用については、令和5年度の業務経費として計上すること。

### (4) 広報・開催機運醸成に係る自主提案

- ・本業務の委託金額内で実現可能な独自の取組案を示すこと。
- ・当該取組における効果も併せて提案書で示すこと。

## 5 成果品

### (1) 成果品

以下の成果品をそれぞれ県事務局が指定する日までに提出すること。

- ・業務完了報告書（任意様式）および電子データ
- ・イベント記録（写真、動画）および公開用編集動画  
(※編集費用も見積りに計上すること)
- ・各業務で作成した原稿およびビジュアル等一式
- ・その他本業務で取得または作成した資料一式

※電子データの作成には、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint 等、また、画像については JPEG、PNG 等、動画については WMV、MPEG4、MOV 等の形式を原則とすること。

※成果品の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で是正を行うこと。

## (2) 納入先

第47回全国育樹祭福井県実行委員会事務局  
(福井県農林水産部森づくり課全国育樹祭室内  
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号)

## 6 特記事項

- ・受託者は、本業務委託実施にあたり、県事務局と協議のうえ進めること。
- ・本業務の実施において、県事務局と密接な打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、業務上知り得た情報については契約期間中および契約終了後においても一切漏洩してはならない。
- ・成果物に関する権利は、受託者の固有の知識および技術を除き県事務局に帰属する。
- ・業務の履行に必要な一切の経費（旅費、資料作成費等を含む。）は契約額に含まれるものとする。
- ・業務実施に係る物品等の調達については、地域の活性化の観点を考慮すること。
- ・処理が困難な事案が生じた場合には、速やかに県事務局に報告し、処理方針の指示を受け対応を図るものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、県事務局と協議のうえ、その指示に従うものとする。